令和　8年　7月 27日

三重県知事　御中

三重県松阪市大口町字北浜５０３－１番地
愛知機械工業株式会社　松阪工場
工場長　清水　純一

地球温暖化対策実施状況報告書の提出について

三重県地球温暖化対策推進条例第９条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

１　提出資料　　地球温暖化対策実施状況報告書等　１部　または　電子媒体　１部

２　地球温暖化対策担当部署　　工務部　　工務課
担当者名
（愛知機械工業（株）松阪工場内）

電話番号　　0598-52-1013
Fax番号　　0598-50-2256
電子メールアドレス

様式４

令和７（２０２５）年度地球温暖化対策実施状況報告書

１　事業の概要

事業者名		愛知機械工業株式会社
工場（事業所）名		松阪工場
エネルギー管理指定工場等指定番号		0094841
業種（日本標準産業分類の中分類）		輸送用機器具製造業
従業員数		463人（グループ会社含む）
ホームページURL		http://www.aichikikai.co.jp/
地球温暖化対策担当部署		工務部　　工務課
担当者名		
連絡先	住所	三重県松阪市大口町字北浜５０３－１番地
	電話番号	０５９８－５２－１０１３
	Fax番号	０５９８－５０－２２５６
	電子メールアドレス	

２　温室効果ガスの排出の状況等

温室効果ガス区分	基準年度（2022）年度	現況（2025）年度	対基準年度比（%）
温室効果ガス排出量　A	28,960ton-CO_2	32,431ton-CO_2	112
原単位排出量　A/B	1.16ton-CO_2/	1.27ton-CO_2/	110
原単位に用いた指標　B（単位）	24,880（ton）	25,563（ton）	103
原単位に用いた指標の設定方法	完成品重量		

３　製造品出荷額等

製造品出荷額等(注)	25,918百万円

※製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額

※製造業事業所のみ記載してください。

４　エネルギーの使用の状況等

（１）エネルギーの使用量等

別紙「エネルギーの使用の状況」のとおり

（２）鉱業・化学製品の生産・使用量　※該当がある場合

① 生産量

製　品	生産量（t）	製　品	生産量（t）
セメント	t	カーボンブラック	t
生石灰	t	スチレン	t
アンモニア	t	メタノール	t
エチレン	t	1.2-ジクロロエタン*	t
硝酸	t	コークス	t
アジピン酸	t		

（*別名：二塩化エタン、二塩化エチレン、エチレンジクロライド）

②使用量

製　品	石灰石使用量（t）	石灰石純度（%）
セメント製造	t	%
生石灰製造	t	%

製　品	使用量（t）
ドロマイト	t

５　温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

別紙「（報告用）地球温暖化対策チェックリスト」のとおり

６　温室効果ガス排出抑制への取組とその効果

項目	削減（ｔ-CO2）
1,アルミ変電室№2 変圧器 500kVA 更新（低損失変圧器採用）	1
2,取鍋予熱装置の高効率化	104
3,溶解炉熱損失低減,機遮熱シート施工	80
4,溶解炉汲み出し口蓋の改善放熱損失ロス低減	4
5,LPC 保持炉更新	49
6,LPC 溶解炉熱損失低減	8
7,PDC パルス離型剤採用	28
8,PDC 保持炉更生修理	1
9,LPC 溶解炉更生修理	2
10,フロン R22 空調更新	1
11,エア漏れ削減活動	96
合計	374

テクニカル改善にて３７１ｔ-CO2/年の削減を行った。

様式５

（報告用）地球温暖化対策チェックリスト

※チェックリスト作成にあたっては、三重県事業者地球温暖化対策指針をご参照ください。

温室効果ガス削減対策メニュー		（ 2025 ）年度 実施・導入状況					
		実施・導入	運用可能箇所・設備で全て	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない	該当なし
1. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		－	－	－	－	－	
①運用による対策		－	－	－	－	－	
（1）一般管理の実施		－	－	－	－	－	
ア	推進体制の整備	○					
イ	エネルギーの使用に関するデータ管理	○					
ウ	運転管理	○					
エ	保守及び点検	○					
（2）ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善		－	－	－	－	－	
ア	燃料の燃焼の合理化（燃焼設備）		○				
イ	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化（熱利用設備）		○				
ウ	排熱の回収利用（排熱回収設備）			○			
エ	熱の動力等への変換の合理化				○		
オ	放射、伝熱、抵抗等によるエネルギーの損失の防止（熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備）		○				
カ	電気の動力、熱等への変換の合理化（電気使用設備）		○				
キ	エネルギー管理システム（EMS）等の採用		○				
②設備導入等による対策		－	－	－	－	－	
（1）ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入（設備改善を含む）		－	－	－	－	－	
ア	燃焼設備		○				
イ	熱利用設備		○				
ウ	排熱回収設備					○	
エ	発電専用設備、コージェネレーション設備					○	
オ	電気使用設備		○				
カ	空気調和設備		○				
キ	給湯設備、換気設備、昇降設備等				○		
ク	照明設備	○					
（2）その他の排出抑制対策							
ア	再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用			○			
イ	余剰蒸気の活用等					○	
ウ	エネルギー使用合理化に関するサービス提供事業者の活用		○				
③その他の対策		－	－	－	－	－	
ア	環境物品等の選択		○				
イ	廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用		○				
2. 自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		－	－	－	－	－	
ア	推進体制の整備及び日常的な管理	○					
イ	低燃費車の導入	○					
ウ	エコドライブの推進	○					
3. 従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		－	－	－	－	－	
①公共交通機関等の利用等への転換		－	－	－	－	－	
ア	通勤バスの運行			○			
イ	自転車利用の推進			○			
ウ	パークアンドライドの奨励			○			
エ	通勤手当の見直し等			○			
オ	旅客輸送事業者等との連携強化			○			
カ	従業員への研修及び啓発		○				
②エコドライブ等の推進		－	－	－	－	－	
ア	自動車整備の促進			○			
イ	従業員への支援	○					
ウ	従業員への研修及び啓発			○			

温室効果ガス削減対策メニュー		（ 2025 ）年度 実施・導入状況				
		運用可能箇所・設備で全て実施・導入	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない	該当なし
4. 劇場、映画館その他の集客施設における利用者の来場に係る自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置		－	－	－	－	－
①公共交通機関や自転車利用等の啓発		－	－	－	－	－
ア	公共交通機関や自転車利用の促進					○
イ	エコドライブの啓発					○
ウ	次世代自動車の啓発					○
②施設整備・維持管理		－	－	－	－	－
ア	電気自動車用充電器の整備					○
イ	十分な広さの駐輪場の設置・維持管理					○
ウ	駐車場周辺への交通案内看板の設置					○
エ	交通整理員の配置					○
③施設利用者に対するサービスの提供		－	－	－	－	－
ア	公共交通機関利用者へのインセンティブの付与					○
イ	送迎バスの運行					○
ウ	自転車での来場者へのサービス提供					○
エ	次世代自動車利用者へのインセンティブの付与					○
④宅配サービスの実施等		－	－	－	－	－
ア	荷物の宅配サービスの実施					○
イ	インターネット等を利用した物品販売の促進					○

※運用可能箇所・設備で全て実施・導入・・・・・全ての箇所や設備で実施・導入済み
部分的には実施・導入・・・・・一部の箇所や設備で実施・導入済み
実施・導入していない・・・・・実施・導入できる状態だが、実施・導入していない
実施・導入できない・・・・・費用や設備等の理由により実施・導入できていない
該当なし・・・・・実施・導入できる箇所や設備がない